

# アジアにおける分離権（四）

—— I C J コソボ独立宣言勧告的意見を踏まえて——

櫻 井 利 江

富山大学紀要. 富大経済論集 第61巻第3号抜刷（2016年3月）

富山大学経済学部

# アジアにおける分離権（四）

—— I C J コソボ独立宣言勧告の意見を踏まえて——

櫻井利江

キーワード：自決権，分離権，ミャンマー，ビルマ，民族的少数者，少数民族，停戦合意，市民的政治的権利，参政権，選挙権，人権侵害，経済的社会的文化的権利，アウン・サン＝アトリー協定，パンロン協定，ビルマ1947年憲法，ミャンマー2008年憲法，ポー・アウン・チョー通り宣言，マナプロー合意，トゥー・ムウェー・クロー合意

## I はじめに

- 1.1 コソボ分離独立の先例性
- 1.2 特別の (*sui generis*) 事例
- 1.3 国際司法裁判所における議論
- 1.4 コソボ事例の援用

## II 分離に関する国際法

- 2.1 分離権
- 2.2 領土保全

## III アジアにおける少数者の権利

- 3.1 アジアにおける民族的少数者問題
- 3.2 国際法における少数者の権利
- 3.3 アジア地域の国際文書における分離権

## IV アジアにおける分離問題—事例研究

### 4.1 中国

#### 4.1.1 分離権および領土保全

#### 4.1.2 民族的少数者政策

##### 4.1.2.1 民族区域自治制度

##### 4.1.2.2 チベット自治区

##### 4.1.2.3 新疆ウイグル自治区

##### 4.1.2.4 自治に関する法制度

#### 4.1.3 自治制度の問題点

##### 4.1.3.1 立法権

##### 4.1.3.2 司法権

##### 4.1.3.3 行政権

##### 4.1.3.4 参政権

###### 4.1.3.4.1 立法府

###### 4.1.3.4.2 行政府

#### 4.1.4 人権侵害

##### 4.1.4.1 市民的政治的権利

##### 4.1.4.2 経済的社会的文化的権利

##### 4.1.4.3 深刻な人権侵害

#### 4.1.5 最終的手段（以上，第60巻第1号）

### 4.2 インドネシア

#### 4.2.1 アチェ紛争の概要

#### 4.2.2 自決権

##### 4.2.2.1 アチェ民族の自決権

##### 4.2.2.2 国内法における自決権

#### 4.2.3 ヘルシンキ和平合意まで

#### 4.2.3.1 人権

##### 4.2.3.1.1 法制度

##### 4.2.3.1.2 人権侵害

###### 4.2.3.1.2.1 市民的政治的権利

###### 4.2.3.1.2.2 経済的社会的文化的権利

#### 4.2.4 国際社会の対応

#### 4.2.5 自治権—民主化政策の一環

#### 4.2.6 紛争解決—GAMによる分離独立放棄

#### 4.2.7 ヘルシンキ和平合意

##### 4.2.7.1 自治権

##### 4.2.7.2 人権

###### 4.2.7.2.1 市民的政治的権利

###### 4.2.7.2.2 少数者の権利

###### 4.2.7.2.3 参政権

###### 4.2.7.2.4 経済的社会的文化的権利

###### 4.2.7.2.5 人権侵害に対する責任追及

### 4.3 フィリピン

#### 4.3.1 モロ

#### 4.3.2 MILFとの和平合意以前

##### 4.3.2.1 人権

###### 4.3.2.1.1 人権に関する国内法

###### 4.3.2.1.2 人権侵害

###### 4.3.2.1.3 参政権

###### 4.3.2.1.4 経済的社会的文化的権利

###### 4.3.2.1.4.1 先祖伝来の領有地

###### 4.3.2.1.5 人権保障の指標

#### 4.3.2.2 自治

##### 4.3.2.2.1 自治地域 (ARMM)

#### 4.3.3 自決権

##### 4.3.3.1 和平交渉における自決権への対応

##### 4.3.3.2 モロ民族が主張する自決権

##### 4.3.3.3 先住民族の自決権

##### 4.3.3.4 MILF との和平協定

###### 4.3.3.4.1 バンサモロ法実体的実体 (BJE)

###### 4.3.3.4.2 バンサモロ新政治的実体 (NPE)

#### 4.3.4 国際社会の対応

#### 4.3.5 MILF との和平合意以後

##### 4.3.5.1 人権

###### 4.3.5.1.1 代表権

###### 4.3.6.1.2 経済的社会的文化的権利 (以上, 第 60 卷 3 号)

### 4.4 タイ

#### 4.4.1 マレー系イスラム教徒の概要

##### 4.4.1.1 マレー系イスラム教徒

##### 4.4.1.2 第二次大戦まで

##### 4.4.1.3 第二次大戦以後

#### 4.4.2 国家制度

##### 4.4.2.1 立法府

##### 4.4.2.2 司法府

##### 4.4.2.3 行政府

#### 4.4.3 人権

##### 4.4.3.1 法制度

##### 4.4.3.2 権利保障の基盤整備

#### 4.4.3.3 人権侵害

##### 4.4.3.3.1 市民的政治的権利—深刻な人権侵害

##### 4.4.3.3.2 経済的社会的文化的権利—経済的社会的格差

###### 4.4.3.3.2.1 経済的社会的権利

###### 4.4.3.3.2.2 文化的権利

#### 4.4.3.4 参政権

#### 4.4.4 自治

##### 4.4.4.1 自治構想

###### 4.4.4.1.1 領域的自治

###### 4.4.4.1.2 特別行政区（バタニー市構想）

###### 4.4.4.1.3 地方分権および SBPDAB

##### 4.4.4.2 政府の対応

##### 4.4.4.3 分離集団の対応

#### 4.4.5 国際社会の対応（以上，第 61 卷 2 号）

### 4.5 ミャンマー（ビルマ）

#### 4.5.1 ミャンマーの民族的少数者の概要

##### 4.5.1.1 ミャンマーの民族的少数者

##### 4.5.1.2 第二次世界大戦まで

##### 4.5.1.3 第二次世界大戦後

##### 4.5.1.4 分離独立運動の経緯

##### 4.5.1.5 停戦合意

#### 4.5.2 国家制度

##### 4.5.2.1 立法府

##### 4.5.2.2 司法府

##### 4.5.2.3 行政府

#### 4.5.3 人権

##### 4.5.3.1 市民的政治的権利

- 4.5.3.1.1 法制度
- 4.5.3.1.2 人権侵害
- 4.5.3.2 経済的社会的文化的権利
  - 4.5.3.2.1 経済的権利
  - 4.5.3.2.2 社会的文化的権利
- 4.5.3.3 参政権
  - 4.5.3.3.1 選挙権
  - 4.5.3.3.2 2010年選挙
  - 4.5.3.3.3 2015年選挙
- 4.5.4 自決権
  - 4.5.4.1 独立前後
    - 4.5.4.1.1 アウン・サン＝アトリー協定
    - 4.5.4.1.2 パンロン協定
    - 4.5.4.1.3 1947年憲法
  - 4.5.4.2 民族的少数者組織等による合意文書
    - 4.5.4.2.1 合同民族民主連盟綱領
    - 4.5.4.2.2 ボー・アウン・チョー通り宣言
    - 4.5.4.2.3 マナプロー合意
    - 4.5.4.2.4 トゥー・ムウェー・クロー合意
  - 4.5.4.3 2008年憲法起草過程
    - 4.5.4.3.1 憲法セミナー決議（2001年）
    - 4.5.4.3.2 基本原則セミナー決議（2005年）
    - 4.5.4.3.3 2008年憲法
  - 4.5.4.4 民族的少数者が捉える自決権
- 4.5.5 国際社会の対応（以上、本号）

## V 終わりに

## 4.5 ミャンマー（ビルマ）

### 4.5.1 ミャンマーの民族的少数者の概要

#### 4.5.1.1 ミャンマーの民族的少数者

ミャンマー<sup>(1)</sup>の人口は5141万人（2014年9月）<sup>(2)</sup>、同調査にもとづく宗教や民族ごとの人口構成比についての公表は2016年に先送りされたため明確な割合は不明であるが、そのうち民族的少数者は約半数と推定される<sup>(3)</sup>。

民族的少数者は、西欧の民族定義によれば7集団—カチン / Kachin, カレンニー / Karenni (カヤー / Kayah), カレン / Karen (カイン / Kayin), チン / Chin, モン / Mon, ラカイン / Rakhine, シャン / Shan—に大別される<sup>(4)</sup>。その多く（カチン, シャン, アラカン, チン, カチン, カレンニー, ナガ等）はビルマ国境地域・山岳地域に居住する<sup>(5)</sup>が、行政的境界線は民族的少数者の居住分布とは一致していない<sup>(6)</sup>。また一民族集団が多数の下部集団に細分化され、135集団に分類される。民族語または方言は標準化されておらず、部族または地域集団ごとに異なる<sup>(7)</sup>。

#### 4.5.1.2 第二次世界大戦まで

ビルマは1886年、英国によりイギリス領インドの一部として植民地とされ、1937年、インドから分離されて、別個の植民地、イギリス領ビルマとされた。英国はイギリス領ビルマを2つの植民地行政単位—ビルマ民族居住地域をビルマ行政庁の統治下に置かれる管区ビルマ（Ministerial Burma）および現在のシャン, カチン, チン州並びにカレンおよびアラカン州の一部を辺境地域（Frontier Areas）—に分割して統治した。ただしカレンニー（カヤー）民族については、ビルマ王とインド総督代理人との間の取極（1875年）により、両者は「西カレンニー国に対していかなる主権や統治も行使しない」として被保護国（protectorate）に近い地位が認められ、ワ民族地域は統治下には含まれない地域とされた<sup>(8)</sup>。

植民地化以前、インド洋に面した地域に居住するアラカンおよびモン民族は



ビルマ王の臣民 (subjects) とされたが、他方ビルマ族に隣接してイラワジ川デルタ地域に居住するカヤー、チン、カチン、シャン民族は、ビルマ王に征服された歴史はなく、独自の政治的システムの下で各民族の統治が行われていた。カレン民族については歴史上、同民族の国家が成立したことはなく、ビルマ民族との混住地域もあり、ビルマ民族の支配下にあった<sup>(9)</sup>。英国はこれらの民族の居住領域も段階的に征服していった<sup>(10)</sup>。

植民地化以後、英国はイギリス領インドにおいては、分割統治政策 (Dyarchy/ 両頭政治) により、平野部のビルマ民族居住地域については植民地政府 (英領ビルマ政庁) による直轄統治を行なったが、山岳地域の民族的少数者集団 (カヤー、カチン、シャン、アラカン、チン、カチン、ナガ) に対しては現地の伝統的な権力者を利用した間接統治を実施した。民族的少数者に関しては植民地政府の緩い支配のもとで一定の自治を認められ、各地域の世襲的指導者は首長として民事、刑事、財政事項等を管理した<sup>(11)</sup>。植民地政府はカレン、チン、カチンにキリスト教を布教し<sup>(12)</sup>、官吏、軍人、警官として徴用した。これらの民族的少数者はビルマ植民地における施政国の一機関としてビルマ民族を弾圧することとなり、ビルマ民族にとって民族的少数者は植民地支配者側の勢力となった<sup>(13)</sup>。このような間接・分割統治政策のもとで民族・宗教間の対立が煽られたことは、独立後の民族的少数者による分離運動の一因とされる<sup>(14)</sup>。

#### 4.5.1.3 第二次世界大戦後

1947年、ビルマの植民地の地位からの離脱方法に関してビルマおよび英国間で協議され、その合意文書 (アウン・サン＝アトリー協定)<sup>(15)</sup> において、山岳地帯 (辺境地域 / Frontier Areas) の非植民地化以後の地位については、同領地域人民の意思に従うことが規定された。ただし同交渉団に民族的少数者代表の参加はなかった。同協定に従い、アウン・サンはビルマ暫定政府代表として1947年、ビルマ民族および少数民族シャン、カチン、チン民族と植民地離脱後の地位について協議し、各民族が自治権を有する州の地位を有し、民族

州によって構成される連邦制国家として独立することに合意した（パンロン協定）<sup>(16)</sup>。同協定に従い、英領ビルマは辺境地域と管区ビルマを合わせた領土で構成される連邦国家として植民地から独立することになった。同協定がなければビルマ領土はビルマ民族の居住領域だけで構成され、辺境地域等の民族的少数者居住地域はビルマとは異なる国際法上の地位を達成した可能性がある<sup>(17)</sup>。

1947年に制定されたビルマ連邦憲法（以下、1947年憲法）<sup>(18)</sup>は、民族州が連邦から離脱する権利、すなわち分離権（連邦離脱権）を明記する。分離権が規定されたのは、アウン・サンによる<sup>(19)</sup>。しかしアウン・サン暗殺後の混乱の中で起草されたこともあり、同憲法にはパンロン会議の真の成果は反映されていない。同憲法において分離権の単位とされる民族州の地位が認められたのは、後述するようにシャン、カレンニー、カチンの3民族に限られる等、民族的少数者集団の間には権利および地位に関して差があった<sup>(20)</sup>。なお、同協定によりシャン、カチン、チン民族はビルマ連邦に帰属することを受け入れたが、同協定に署名しなかった民族集団は連邦への帰属に反対していた<sup>(21)</sup>。

また1947年憲法はパンロン協定に反し、民族議会への各民族代表の平等参加を規定せず、議席を多数ビルマ民族に有利になるように配分した。民族的少数者の権利は保障されず、公用語はビルマ語だけに限定され、各州の憲法は制定されていない。大統領は州議会で可決された法案に拒否権を有し、首相が民族州首長の任命権をもつ。パンロン会議および制憲議会を欠席したカレン、モン、ラカイン民族については、自治権についてもまたビルマ国内での地位についても規定がない。同憲法の下、ビルマ民族だけが連邦政府における権限を掌握し、中央集権的な要素が強い統治機構が成立した<sup>(22)</sup>。

1948年、ビルマは、ビルマ民族州、シャン、カヤー、カチンの3自治州およびチン特別区により構成されるビルマ連邦（Union of Burma）として独立を達成した。その後成立したビルマ社会主義連邦共和国憲法（以下、1974年憲法）<sup>(23)</sup>およびミャンマー連邦共和国憲法（2008年憲法）<sup>(24)</sup>も、ともに連邦国家を掲げている。しかし歴代政府はビルマ語、ビルマ民族の歴史、ビルマ民

族のための国家という点から国家性（nationhood）を定義し、国家主権の名の下で民族の自決権を拒否し、国家統一の大義の下で、非ビルマ民族の言語、伝統、宗教、文化、歴史およびアイデンティティを否定することになる<sup>(25)</sup>。ビルマ連邦政府は民族的少数者自治州に実質的な自治権を付与することはなく、地方政府独自の権限はなかった。連邦構成国である管区および州に関しては、憲法もまた主権も存在せず、国家体制の実態は中央集権であった。

#### 4.5.1.4 分離独立運動の経緯

カレン、カレンニー、パオ、モン民族等は、パンロン協定に同意せず、あくまで自らの民族の独立を目指した。カレン民族は1948年、独立を求めて40万人がデモを実施し、1949年、ビルマ連邦からの分離独立を宣言した<sup>(26)</sup>。1950年代、民族的少数者は武装集団を結成して分離独立を訴え、対ビルマ政府との武力闘争を開始した。各民族の少数者武装集団はそれぞれの居住地域を支配し、一時期には、連邦政府は僅かに首都ラングーン（現ヤンゴン）のみを統治する状態に陥った<sup>(27)</sup>。

1960年代、シャン民族政治的指導者サオ・シュエ・タイ（Sao Shwe Thaik）<sup>(28)</sup>は「真の連邦制」実現にむけて憲法改正を主導したが、民族的少数者への自決権付与に反対するビルマ国軍総司令官ネ・ウィンによる軍事クーデターにより実現を拒まれた。クーデター後に成立したビルマ社会主義計画党（BSPP）は1947年憲法を廃止し（1962年）、1974年憲法を制定した。1974年憲法は、連邦離脱権条項を削除して連邦からの分離を禁止し、諸民族の自治権も認めていない。そしてBSPPのみの単一政党制を制定することにより、外見上は連邦制をとりながら事実上は国家権限を連邦政府（大統領）に集中する独裁体制を構築し<sup>(29)</sup>、民族的少数者に対してビルマ民族文化への同化政策および分離運動に対する壊滅作戦を強行した<sup>(30)</sup>。

1963年、民族的少数者の9集団が参加して共同戦線、民族民主戦線（NDF）を結成し、1976年には13集団が参加して政権への対抗力を強化し、反政府武

力闘争を進めた<sup>(31)</sup>。シャン民族は独立州になると宣言した(1964年)のをはじめ、1980年代末までにはモン、カレン、カレンニー、シャン民族等、NDF武装集団はタイ国境沿いのほとんどすべての領土を事実上支配し、各民族の憲法を制定し、行政権を行使した<sup>(32)</sup>。

民族的少数者集団はビルマ族民主化運動集団と連携し、社会主義政権への抵抗勢力となり、全国的な民主化要求運動を高揚させ、BSPPの失墜(1988年)に寄与した。BSPPに代わって政権を掌握したのは国軍によって組織され国家法秩序回復評議会(State Law and Order Restoration Council/ SLORC)<sup>(33)</sup>であり、SLORCは同軍の規模拡張と兵力近代化を進め、増強した兵力を辺境地域に駐留させ、民族的少数者勢力に対する壊滅作戦を進めて弱体化させ、停戦への足掛かりを固めた。

#### 4.5.1.5 停戦合意

SLORCは1989年-1995年、17の民族的少数者組織との間で停戦交渉を実施し、1995年末までに15組織との間で停戦に合意した<sup>(34)</sup>。2015年3月31日、16の民族的少数者武装組織が結束した全国停戦調停チーム(NCCT)が政府との停戦協定草案に署名した<sup>(35)</sup>が、10月15日、全国停戦協定<sup>(36)</sup>署名式に参加したのは8組織であった<sup>(37)</sup>。停戦は順次実施されている一方で、国軍は和平協定への署名を拒否した北部カチン州、シャン州等の民族的少数者集団に対する鎮圧作戦を再開し、軍と一部の武装勢力の間での戦闘は2015年総選挙中にも継続した<sup>(38)</sup>。武力紛争は67年間続いている。

停戦交渉において民族的少数者集団は各集団の自決権に基づき、各民族に高度の自治権を認めた連邦制度の実現、天然資源収益の民族住民への配分を主張しており、2015年6月にも、複数の少数民族が草案に民族的少数者の広範な自治権の保障を明記するよう異議を唱えた。全国停戦協定は停戦監視、政治的対話の継続、信頼醸成のための手段等を規定するに留まり、民族的少数者の自決権にも、天然資源収益の民族住民への配分等、民族的少数者が要求した主要

項目には触れていない<sup>(39)</sup>。

## 4.5.2 国家制度

2008年憲法においても大統領は圧倒的権限を有し、人事権を通じて行政および司法を統率する。基本原則として国軍が国民政治の指導的役割に参画することを規定する(6条f)。また議会制度は多数ビルマ民族に有利な議席配分となっている。1974年憲法において、民族的少数者については主要民族を単位として7州(State/カチン、カレンニー(カヤー)、カイン、チン、モン、ラカイン(アラカン)、シャン)に行政区分され、ビルマ民族が多数住民を占める中心領域は7管区(Division)に行政区分された。

国際社会の働きかけにより、民主化の兆しは見えるが、連邦・地域政府ともに実質的権限はまだ国軍および多数ビルマ民族が掌握しており、国家の政策決定過程に民族的少数者の意思が明確に反映される仕組みはまだ整備されていない。

### 4.5.2.1 立法府

議会制度については、民族的少数者代表の参加が図られているが、中央および地方議会ともに軍には特権的地位が付与されており、軍の議席が優先的に割当てられている(2008年憲法436条)。2008年憲法において連邦議会は民族院(Amyotha Hluttaw/上院)および人民院(Pyithu Hluttaw/下院)の二院制をとり、両院の権限は対等とされる(第4章)。管区域(region)・州を代表する上院(最大定数224)の75%については各管区域および各州に同数(12名)の議席が配分され<sup>(40)</sup>、下院(最大定数440)については75%は郡を単位として人口比例で議席が配分される。しかしビルマ民族については7管区域、民族的少数者については7州および6つの自治地区・自治地域に区分されたことから、多数ビルマ民族に有利な議席配分となっている。

両院ともに、議員の中の25%が軍人議員で占められる。国軍代表議員の場

合でも下院では 22.4%，上院では 30.3% の民族的少数者が含まれ、下院では 110 議席中 10 議席<sup>(41)</sup>，上院では 56 議席中 5 議席<sup>(42)</sup> が民族的少数者の出身である（2014 年現在）。しかし国軍代表議員は政権および軍の方針に沿った議会行動をすると推測されるので、これらの民族的少数者出身議員が所属民族の意思を議会で反映させる可能性はほとんど無いであろう。また連邦議会において 25% の議席を占める軍の意向に反する内容の憲法改正は困難であろう<sup>(43)</sup>。

2008 年憲法に基づき、下院に法の支配・平和安定委員会が設置され、2012 年、委員長としてアウン・サン・スー・チーが任命された。同委員会は唯一、政権政党である連邦団結発展党 (USDP) 以外の党員が議長を務めることになる<sup>(44)</sup>。

地方レベルについては、管区域および州においては管区域議会 (Region Hluttaw) および州議会 (State Hluttaw) が、自己管理地域または自己管理管区においては、行政および立法機関として指導機関が設置される。指導機関においては行政レベル上位の管区域または州から 1 名の議員が選出され、25% は国軍の軍人が指名される。なお、連邦議会および地方議会はともに債務を含む予算を決定する憲法上の権限を有し、地方議会の決定が連邦政府により一方的に変更されることがないように保護されている<sup>(45)</sup>。ただし地方議会の立法権は限定的である。

#### 4.5.2.2 司法府

2008 年憲法は司法の公平性と独立を保障する（11 条）が、緊急事態宣言により全権は軍最高司令官に委譲されることになり（第 11 章）、基本的人権および民主主義のためのすべての規定は緊急事態においては取り消されうる。また平常時でも行政権による司法のコントロールが可能である。実際 2011 年 1 月まで、SPDC が裁判所を支配しており、正規の権力分立は存在していない<sup>(46)</sup>。

人事面では最高裁裁判長は大統領と共同で裁判官を指名できるだけであり、大統領は憲法裁判所の 9 人の裁判官のうち 3 分の 1 を任命し、両議会が残り任命する。検事総長および下級裁判所の裁判官の任免権は大統領にある。議会

も司法財政と裁判官罷免の実質的権利を有し、司法府財政も行政府の権限である<sup>(47)</sup>。

長年の内戦の歴史の中で法は濫用され、反政府活動集団に対する弾圧の道具として用いられた経緯がある。国連は人権特別報告者の報告書を通じ、ルール・オブ・ロー（法の支配）に従った統治の要請を繰り返してきた<sup>(48)</sup>。

#### 4.5.2.3 行政府

連邦の行政権は大統領が行使する。大統領は間接選挙により選出されるが、選出過程では連邦議会の軍人議員の意見が強く反映される<sup>(49)</sup>。大統領は緊急事態を宣言することにより、全権を国軍最高司令官に委譲することができる。非常事態を宣言することができるのは、連邦の分裂、国民の結束の崩壊および主権喪失の危険性が発生した場合とされる。緊急事態においては人権および民主主義のためのすべての規定は破棄されることになる<sup>(50)</sup>。

行政業務遂行のため、大統領のもとに11人で構成される国防治安評議会が設置される。構成員（閣僚）のうち主要大臣（防衛、内務、国境問題）の地位には必ず軍人が就き、さらに3人は国軍に所属するか、または国軍により指名される。閣僚は大統領が指名し、実権はない。重要法案には国防治安評議会の同意が必要であるが、11人の構成委員のうち過半数の6人を軍人が占める。実際、閣僚のほぼ全員が軍人であり、民族的少数者は1人も起用されていない。各省の局長級以上の高官にも民族的少数者は極めて少ない<sup>(51)</sup>。

地方行政の単位については、1974年憲法に規定されたビルマ民族多数地域における7管区、民族的少数者居住地域における7州に加え、2008年憲法では、民族名称の州がない民族に自己管理管区および自己管理区域が配分され、それらの自己管理権（Self-Administrative power）が規定された（9条）<sup>(52)</sup>。ただし地域民族の実質的な自治権を認めるものではない。州境界線を変更する場合には、憲法改正および下部行政区の同意を必要とするが、国家・管区境界線変更に関する具体的な憲法改正要件が欠如している。

大統領は管区域および州の首長（首相 / 統括大臣）の任命権を有する（261条）。同首長の任命には当該管区域・州の議会の承認を得ることとされるが、実際は大統領により国軍等から任命されていた。地方政府執行部の構成員（大臣）は大統領が任命する（262条）ため、地方政府の首相および大臣には実質的権限はない。自己管理管区および自己管理区域の行政機関は指導機関と呼ばれ、その構成員の4分の1まで軍人を割り当てることができる（276条i）。

管区域、州およびその下位にあるすべての行政単位には、連邦政府内務省総務局の地方事務所が置かれ、総務局から派遣される事務書記長を通じて連邦政府の施策が地方機関の末端レベルまで徹底されている。以上のように、地方行政単位の権限は管区域および州に平等に配分されているが、国家・地方の権限は実質的には軍およびビルマ民族に掌握されている。管区域または州政府の財源は限定されており、鉱物、硬質材等、大きな税収が見込まれる財源は連邦政府の収入とされている<sup>(53)</sup>。

### 4.5.3 人権

市民的政治的権利の侵害から生ずる不満、および経済的社会的権利侵害から生ずる格差は、国家制度の在り方をめぐる対立とともに民族的少数者をめぐる紛争の大きな要因とされる。

#### 4.5.3.1 市民的政治的権利

##### 4.5.3.1.1 法制度

ミャンマーは児童の権利条約には1991年7月15日に加入し、戦争犠牲者保護条約（1945年ジュネーブ諸条約）を1992年に批准し、女性差別撤廃条約には1997年7月22日に加入した。また強制労働条約（1930年ILO29号条約）については1955年、結社の自由および団結権保護条約（1948年ILO87号条約）は1955年、ジェノサイド条約は1956年、最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約（1999年ILO182号条約）は2013年に、それぞれミャンマー国内において発効した。他方、経済的社会的文化的権利に



関する国際規約，市民的政治的権利に関する国際規約，人種差別撤廃条約，拷問禁止条約については未批准である。

軍事政権時代に制定された人権に関する国内法には広義に解釈できる条件が付されていることから，人権保障の実効性には問題がある。国連は特別報告者の報告に基づき，ルール・オブ・ロー，文民統制等，法制度を国際基準に沿って改正するよう要請を繰り返してきた<sup>(54)</sup>。

2008年憲法は第1章(国家の基本原則)において信教の自由を付与し(34条)，第8章(国民の権利・義務)において，表現の自由，集会・結社の権利(354条)を保障し，強制労働(359条)および令状なしの24時間を超えた拘束(376条)を禁止する。ただし「連邦の治安，法と秩序の維持，地域社会の平和および安寧，または公の秩序および道徳のために制定された法律に違反しない限り」(354条)という条件が付され，また国軍の任務遂行および規律維持のために「制限または取り消される」と規定している(382条)<sup>(55)</sup>ことから，すべてまたは一部の基本的人権は制限または取り消される可能性がある。権利が制限される範囲は広く，制限の判断基準はすべての場合にあいまいでかつ主観的である。

民主化政策の一環として2011年，ミャンマー国家人権委員会(Myanmar National Human Rights Commission)が設置され，憲法に規定された基本的権利を侵害された国民は誰でも同委員会に対して苦情を申立てることができる制度が整備された。ただし同委員会には事実調査，加害者に対する責任追及の権限はなく<sup>(56)</sup>，また暴動または緊急事態が発生している場合には，苦情申立ての権利は否定されうる(2008年憲法381条)。

集会・結社の自由についても，現行の安全保障および緊急事態法に反しない限りという条件付きである。平和的集会および行進の権利法(2011年)<sup>(57)</sup>は集会および言論の自由を一定の条件の下で認め，平和的デモは許可する。しかし当局は時間，場所，および理由に関して制限することができ，許可なく抗議活動をした場合には1年の懲役刑を科している。また同年，インターネットおよび検閲の規制が緩和され，一定の分野の出版物の検閲が免除され，報道検閲

委員会が解散された。しかし出版物についてはすべて発行後に情報省への提出が要求されている<sup>(58)</sup>。

宗教の自由に関し、2008年憲法は信仰の自由を保障し(34条)、「キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教および精霊信仰をミャンマー国内に存在する宗教として承認する」と明記する(362条)。また第8章(国民の権利・義務)では、「公務員の職務および任用に際し、民族、出生、宗教、性別に基づき、差別もしくは優遇してはならない」として、採用および昇任における平等原則(352条)、法の下での平等を保障する(347条)。政府も公的に世俗国家と称している。

他方、「国家は仏教を大多数のミャンマー国民が信仰する宗教として承認する」と規定し(361条)、仏教を準国教の地位に置いており、法制度には非仏教徒民族的少数者に対する差別的待遇や不利益を含むものがある。出産について36か月以上の間隔を母親に課す人口統制法(Population Control Health Care Act)<sup>(59)</sup>に関しては、出生率が高い民族的少数者の人口抑制を図るもので、未批准ではあるが人種差別撤廃条約違反の疑いがある。また仏教徒女性の非仏教徒男性との婚姻について条件を付す法案(Buddhist Women's Special Marriage Bill)に関しては、特定の宗教を標的にした差別的法であり、女子差別撤廃条約、子供の権利条約、人種差別撤廃条約に違反するおそれがある<sup>(60)</sup>。国軍人事に関し、将校に昇進するには内規によりビルマ民族、すなわち仏教徒でなければならず、非仏教徒は昇進において明らかに差別を受けている<sup>(61)</sup>。

#### 4.5.3.1.2 人権侵害

国連は、国連人権委員会決議(1992年)<sup>(62)</sup>によりミャンマーの人権侵害に関する特別報告者選任を決定して以降、民族的少数者への人権侵害に関する報告を行い、総会決議および同委員会決議を採択してきた<sup>(63)</sup>。そのような国連の措置に対し、ミャンマー政府は特別報告者の入国をしばしば拒否し、協力を拒んできた<sup>(64)</sup>。60年余りの戦闘で最も被害を受けたのは民族的少数者であり、また同人民は独立以降継続的に国家によりその人権が侵害され、差別的待遇を

受けてきたことは明らかである<sup>(65)</sup>。

1990年代から政府は民族的少数者集団が支配する地域に国軍を進駐させた<sup>(66)</sup>。国軍の駐留地域においては、民族的少数者住民に対する強制移住、土地の奪取、村落の破壊、強制労働といった人権侵害が行われている。強制移住はカレン、カヤー、シャン州全域、モン州の一部およびバゴ地区において実行されている。国軍は住民が避難した後の村落を破壊し、周辺に地雷を敷設するなど、住民の帰還を妨害している<sup>(67)</sup>。強制労働は1930年ILO29号条約違反および憲法違反であるにもかかわらず、一般市民に対して道路建設、地雷除去等の労働が強いられ、賃金の不払い、十分な食事および医療の提供もないという非人道的状況が生じている<sup>(68)</sup>。分離集団とは無関係の一般市民に対しても武装集団との関係を疑われ、法に基づく適正手続きを経ない軍による即決処刑、殺害、恣意的逮捕、拘留、拷問等の行為が報告されている<sup>(69)</sup>。政府および国軍による人権侵害は停戦後も継続している。国軍による壊滅作戦に伴う戦闘および人権侵害を逃れて、1996年－2006年、延べ100万人の国内避難民が発生し<sup>(70)</sup>、2015年1月現在、推定24万人の国内避難民が存在する<sup>(71)</sup>。

警察が関与する人権侵害としては、非仏教徒に対する恣意的逮捕、拘留、不当待遇、拷問事件が多発している<sup>(72)</sup>。国軍兵士による人権侵害としては、民族的少数者市民に対する犯罪、組織的強姦および性的暴力が多数申し立てられている。

安保理決議1296（武力紛争下における文民の保護に関する決議、2000年）は、「武力紛争状況において市民その他の保護すべき人々を意図的な目標とする、国際人道法および人権法の組織的、破廉恥、かつ広範な違反は国際的平和および安全への脅威を構成する」として非難しており、特定の民族的少数者であることを理由とするミャンマー軍による武力攻撃は同決議が非難する行為に該当する。にもかかわらず当局による調査はなされず、そればかりか国軍兵士による強姦事件に抗議したチン州活動家が処罰されたことが報告されている<sup>(73)</sup>。子供に対する人権侵害について、民族的少数者の子供の徴兵、また少年兵とし

での訓練のための子供の誘拐も多い。少年兵に関しては、「武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集」であり強制労働の1つとして、最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約（ILO182号条約）違反とみなされる（3条）<sup>(74)</sup>。

国連総会は2004年に採択した決議（59/263）において、少年兵問題に関しては、子供の権利委員会の勧告に従い、少年兵の募集、動員および徴用を即時停止し、少年兵の復員、帰還および社会復帰を保障するよう要請し、また民族的少数者に対する人権侵害に関しては、人権の組織的侵害、軍の構成員によって繰り返し実行される超法規的・即決・恣意的処刑、拷問、強姦その他の性的暴行、殊に民族的少数者に属する人が被害を受ける差別および暴力、適切な生活水準を維持する権利の侵害、および組織的強制移住の停止を要請し、並びに軍およびその他の政府機関の構成員を含む人権侵害責任者への刑罰の免除の停止、人権侵害の責任者に関して調査し正義の達成を保障すること等を要請した。

#### **4.5.3.2 経済的社会的文化的権利**

##### **4.5.3.2.1 経済的権利**

ミャンマー領域は石油、天然ガス、鉱物、宝石、木材、水等、天然資源が豊富である。天然資源の権利に関し、2008年憲法は「連邦はすべての土地、すべての地下、水域の下部および大気における天然資源の最終的所有者」であり、国家が「天然資源の採取および利用を管理するために必要な法を制定する唯一の権利を有する」と規定する（37条）。同規定により、民族的少数者が生活する土地および同領域の天然資源は政府に独占されている。

民族的少数者に対する土地収用および強制退去は大量の国内避難民を発生させ、近年における民族的少数者を抗議運動に駆り立てる最大の原因となっている<sup>(75)</sup>。土地収用への抗議運動に対しては、過度な武力が国軍によって行使されており、また逮捕、懲役刑による処罰が報告されている<sup>(76)</sup>。土地を収用された人々は当局に協議プロセスの拡大を要請しているが、受け入れられ

ていない<sup>(77)</sup>。国家人権委員会が受理した申立ての多くは土地強奪および収用に関連するが、同委員会は事実調査、補償命令等に関する権限を欠くため問題の解決にはつながっていない<sup>(78)</sup>。

関連指標を見ると、失業率<sup>(79)</sup>については全国平均および民族州ともに低く、全国平均1.7%（2010年）、カチン州1.7%（2005年）、2.3%（2010年）、シャン州1.1%（2005年）、1.0%（2010年）である。不完全雇用率<sup>(80)</sup>については、全国平均37%（2009年12月—2010年1月）、34%（2010年5月）、カチン州36.7%（2009年12月—2010年1月）、48.2%（2010年5月）、シャン州42.1%（2009年12月—2010年1月）、41.4%（2010年5月）であり、ともに指標は高いが、全国的には改善しているのに対し、民族州においては改善がみられない<sup>(81)</sup>。

経済的従属人口指数<sup>(82)</sup>については、全国平均は0.65（2005年）および0.67（2010年）であり、カチン州では0.70（2005年）、0.80（2010年）と非活動人口の割合が高いが、チン州0.63（2005年）、0.55（2010年）およびシャン州0.43（2005年）、0.45（2010年）については全国平均よりも低く、活動人口の割合が高い。労働力率<sup>(83)</sup>については、全国平均64.1%（2005年）、67.1%（2010年）であるが、カチン州63%（2005年）、64.5%（2010年）、シャン州73.8%（2005年）、77.1%（2010年）と全国平均よりも高い<sup>(84)</sup>。これは、15歳以上の就学率が低く、労働力として活動している若年層が多い現状を示している。

#### 4.5.3.2.2 社会的文化的権利

2008年憲法は教育を受ける権利(366条)、医療サービスを受ける権利(367条)等の社会的権利を保障する。文化的発展の権利を認めるが、他の少数民族の利益に悪影響を及ぼす可能性ある活動は制限される(365条)。公用語はミャンマー語とし(450条)、民族的少数者の言語の公的な場での使用は認めていない。

ILO調査(2012年)によれば、教育、公的機関、雇用へのアクセスに関して、性別、民族または宗教上の差別はないとされる<sup>(85)</sup>。しかし同権利に関連する具体的な指数を比較すれば、ビルマ民族居住地域と民族的少数者居住地域との

格差は明らかである。

食糧貧困率 (food poverty incidence) については全国平均 9.6% (2005 年) および 4.8% (2010 年) であるが、概して地方 (2010 年平均値 5.6%) が都市部 (2010 年平均値 2.5%) の約 2 倍となっている。民族州についてはチン州 39.8% (2005 年), 25% (2010 年), ラカイン州 11.8% (2005 年), 10% (2010 年), シャン州 17.2% (2005 年), 9% (2010 年), カチン州 14.3% (2005 年), 4.3% (2010 年) であり、全国平均よりもかなり高く、また 5 年間における改善度も低い<sup>(86)</sup>。

教育制度に関して、義務教育の制度はなく、初等学校 5 年 (就学前教育 1 年を含む), 中等学校 4 年, 高等学校 2 年となっている<sup>(87)</sup>。国家予算に占める教育費は 4.9% (2012 年 - 2013 年), 教育予算額は東南アジアで最低である<sup>(88)</sup>。

14 歳以上の識字率 (2010 年) については、全国平均 90.6%, 農村地域全体の平均 88.7%, カチン州 87.2% (農村地域 85.4%), シャン州 75.2% (農村地域 70.2%) である。経済格差と相まって、教育制度における不利な待遇の結果が識字率の低さに現われていると推測される。

小学校就学率については、全国平均 87.8%, 農村地域全体の平均 86.7%, カチン州 92.6% (農村地域 91.9%), シャン州 86.8% (農村地域 85.5%), 中学校就学率については、全国平均 52.5%, 農村地域全体の平均 46.5%, カチン州 68.9% (農村地域 64.5%), シャン州 51.8% (農村地域 45.8%) であり、カチン州では全国平均よりも低いが、シャン州では全国平均に近い<sup>(89)</sup>。

家長の教育レベル (2010 年) については、全国平均 (就学歴なし 7.1%, 就学年数 5 年 - 8 年 20.3%, 9 年 - 10 年 10.9%, 11 年以上 4.1%), カチン州 (就学歴なし 18.5%, 就学年数 5 年 - 8 年 23.4%, 9 年 - 10 年 10.4%, 11 年以上 4.1%), シャン州 (就学歴なし 23%, 5 年 - 8 年 16.3%, 9 年 - 10 年 5.8%, 11 年以上 1.3%) であり、全国平均よりも就学年数が短い。ただしカチン州では 7.9%, シャン州では 17.1% が宗教学校 (monastic school) を修了している<sup>(90)</sup>。

教育機関においては民族的少数者言語は指導言語としては使用を許されていない。高等教育機関、ことに医療、工学分野の機関はミャンマー中心部に

集中しているため、民族州においてはそのような専門分野への進学的手段はほとんどない<sup>(91)</sup>。民族開発訓練学校修了といった学歴がある場合でも、政府機関による採用は保障されず、たとえ採用された場合でも昇進の機会はほとんどない<sup>(92)</sup>。

### 4.5.3.3 参政権

#### 4.5.3.3.1 選挙権

市民権法（1982年）は「いかなる行為または言動その他による国家への不忠実または不忠誠」という抽象的かつあいまいな理由に基づいて選挙権を剥奪しうると規定する。政党登録法（2010年）および改正憲法（2014年）は、暫定市民権（temporary citizenship）所有者の政党結成権を剥奪した。この点について国連人権特別報告者は、被選挙権の資格は、例えば最低年齢、心神喪失のように、客観的かつ合理的基準に基づいて判断すべきであり、教育、居住地、祖先または政治的信念のような差別的条件に依拠すべきではないと批判し<sup>(93)</sup>、また子供の権利委員会は参政権の差別に関連する法規の削除を勧告した<sup>(94)</sup>。

被選挙権に関し、選挙法は政権政党 USDP に特権を与え、対抗する政党を不当に扱っている<sup>(95)</sup>。また、連邦選挙委員会の選挙運動規制令（directive）は、申請手続きや規制等を短期間に完了することを規定し、候補者に重い負担を課している<sup>(96)</sup>。

地方議会においては、民族的少数者の参政権を保障するため、各州・管区においてミャンマー全人口の0.1%以上の人口をもつ民族集団に対して、少数民族選挙区（national race constituency）が配分される（憲法161条）。全国で29の少数民族選挙区が存在する<sup>(97)</sup>。

1990年総選挙では国民民主連盟（NLD）が圧勝したものの、SLORCはその政権をNLDに移譲しなかった。2010年総選挙は、NLD指導者アウン・サン・スー・チーが自宅軟禁措置におかれ、NLDが選挙をボイコットしたことから、USDPが圧勝したが、選挙は公正とはみられなかった<sup>(98)</sup>。2015年総選挙はミヤ

ンマーにおいて民主的かつ公正に行われた初めての選挙となる。

#### 4.5.3.3.2 2010年選挙

2010年総選挙では民族的少数者政党を含む37政党が参加したが、前述のようにNLDはボイコットし、USDPが連邦および地方議会併せて76.5%得票した。民族的少数者政党は次のように議席を獲得した。シャン民族民主党(SNDP, 連邦議会21議席4.3%, 連邦・地域・州議会の合計57議席4.9%), ラカイン民族発展党(RNDP, 連邦議会16議席3.2%, 同合計35議席3.0%), 全モン地域民主党(AMRDP, 連邦議会6議席1.2%, 同合計16議席1.4%), チン進歩党(CPP, 連邦議会6議席1.2%, 同合計12議席1.0%), チン民族党(CNP, 連邦議会4議席0.8%, 同合計9議席0.8%)等<sup>(99)</sup>。以上に加え、連邦議会ではワ民主党(WDP)3, カレン人民党(KPP)2, 統一民主党(カチン州)(UDP(Kachin))2, イン民族発展党(INDP)1, カレン州民主発展党(KSDDP)1の議席を取得した<sup>(100)</sup>。以上から連邦議会における民族的少数者政党の議席総数は、上院29(13%), 下院45(10%)となるが、USDP議員にも民族的少数者が含まれ、上院では30.3%, 下院では22.4%が非ビルマ民族とされる<sup>(101)</sup>。

地方議会については民族的少数者政党が躍進し、地方議会全体(議席総数661)で73議席獲得した。ラカイン州およびチン州においては民族的少数者政党が第1党となり<sup>(102)</sup>、政権政党USDPが過半数議席を獲得したのはカヤー州のみであった<sup>(103)</sup>。

2010年総選挙について、国連、EU、米国等は自由・公正・透明性等が不十分であるとして批判した<sup>(104)</sup>。USDPおよびその支持集団による大規模不正行為が横行し<sup>(105)</sup>、民族的少数者政党にとっては不利な状況における選挙であったにもかかわらず、それ以前の選挙結果と比べ、連邦議会における民族的少数者政党の占める位置は一步前進したように見えた。



#### 4.5.3.3.3 2015年選挙

2015年11月8日実施の総選挙では、NLDが連邦議会および地方議会双方において躍進する一方で、民族的少数者政党は現有議席を減らした。同選挙では上院（定数224）と下院（同440）の計664議席のうち、25%の軍人枠（166議席）を除く498議席が改選され、結果はNLDが、390議席（上院135、下院255）を獲得し、USDPは41議席（上院11、下院30）に留まった。

上院選で72政党、下院選で81政党が候補を擁立したが、民族的少数者政党の獲得議席数については、上院では19議席（アラカン民族党（Arakan National Party/ ANP）10、シャン民族民主同盟（Shan Nationalities League for Democracy / SNLD）3、その他6<sup>(106)</sup>）、下院では37議席（アラカン民族党12、シャン民族民主同盟12、パオ民族機構（Pao National Organization / PNO）3、タアン（パラウン）民族党（Ta-ang (Palaung) National Party/ TNP）3、その他7<sup>(107)</sup>）となり、2010年選挙結果を下回った。上下両院併せた民族的少数者政党議席の割合は、アラカン民族党4.4%、シャン民族民主連盟3.0%、その他2.5%となる。

州議会を含む地方議会についても、NLDが合計476議席、7州のほとんどにおいてNLDが地方議会における多数議席を獲得し<sup>(108)</sup>、USDPは合計73議席を取得した。民族的少数者政党は2010年の結果から1議席減らし、合計72議席となり、その内訳はシャン民族民主同盟25、アラカン民族党22、タアン（パラウン）民族党7、パオ民族機構6、その他12議席である。NLDの圧勝結果からすれば例外的ではあるが、東部シャン州におけるシャン民族民主同盟がシャン州で第2政党、ミャンマー全域では第3政党となり、アラカン民族党が西部ラカイン州において多数政党となった。州議会において民族的少数者議員が多数を占める議会構成になったことにより、民族的少数者代表から民族州首相が選出され、地方政府においては地域民族の意思を反映した政策が実施される可能性が示された<sup>(109)</sup>。ただし現行制度においては地方議会および地方行政の権限が及ぶ範囲は限定的である。

国内外の約1万人による選挙監視活動が行われ、選挙監視団は2015年選挙について「競争性のある有意義な」選挙だったと報告した<sup>(110)</sup>。他方、国軍との武力衝突により、連邦選挙委員会（UEC）によれば、カチン、カイン、モン、シャン州およびバジョ地域における350村の選挙が「治安上の懸念」から中止され<sup>(111)</sup>、これにより投票できなかった有権者は数100万人と予測された<sup>(112)</sup>。従ってすべての民族州において投票を実施することができていれば、民族的少数者候補の当選者数は上積みされていたと推測することができる。なお、現職議員ではイスラム系が数人にいたが、2015年選挙ではイスラム系候補者全員が落選した。

先の選挙の総括から、民族的少数者政党の選挙における弱点として、党が個別の民族に焦点を当てているために、民族の居住地域を超えた広域での発展を妨げており、また民族政党間の正規の連携がない等が指摘されていた<sup>(113)</sup>。2015年総選挙では、21の民族的少数者政党が連合体を結成し、民族州への大幅な自治権付与を共通の要求とし、選挙後には議会で共同行動を取ることができるように弱点の克服に努めた。確かに民族的少数者が実際に支持しているのは民族政党であり、民族政党は地元州では高い得票率を獲得した。しかし2015年選挙において連邦および地方議会での民族的少数者議員数が伸びなかった理由として、有権者が「ドラスティックな変化」を望み、ミャンマーを変えることができるのはNLDだけだと確信したためとされる<sup>(114)</sup>。

スー・チー氏は、少数民族の自治権を認める「連邦制」の導入を選挙の公約とした<sup>(115)</sup>が、民族的少数者居住地域の国内法上の地位、自治権の具体的な内容、権限委譲の手続き、その他民族的少数者の権利を保障するために必要な具体的措置については触れていない。また民族的少数者の指導者自身も連邦制の現実の構図について正確に描くことはできていない<sup>(116)</sup>。民族的少数者政党については、その連邦議会における政策決定への影響力は限られており、連邦制度自体についての具体的かつ明確な認識を欠く。自治権の具体的内容については全く検討されていない。自治制度を実施するためには憲法改正が前提となる

が、両議院の75%以上の同意が改正の条件となっており、議会構成の現状からすれば極めて困難である<sup>(117)</sup>。以上の状況からすれば、民族的少数者が自治を実現するまでの道のりは容易ではないであろう。

#### 4.5.4 自決権

1947年憲法は民族州の連邦離脱権を認めたが、独立後の連邦政府は国家の存立を毀損する行為とみなして連邦離脱権を否定した。1974年憲法では連邦離脱権条項は削除された。2008年憲法は(1)連邦の分裂阻止、(2)民族の団結、および(3)国家主権の堅持を国民の義務として課し(383条)、連邦および地方議会議員に同義務に沿って忠実に活動することを宣誓させている(2008年憲法付表4)。

パンロン協定で合意された諸民族の自治権は付与されることはなく、また民族的少数者の権利は法制化されることはなかった。さりながらパンロン協定は真の意味での連邦国家創設を要求する民族的少数者の理念的拠り所となり、同協定への精神への回帰は、その後継続して要請されてきた<sup>(118)</sup>。民主化組織、政党、民族的少数者組織等により合意され、また活動目的として採択された文書において、パンロン協定に言及され、同協定を基礎にして民族的少数者の自決権が主張されている。

##### 4.5.4.1 独立前後

###### 4.5.4.1.1 アウン・サン＝アトリー協定

前述のように、アウン・サン＝アトリー協定(1947年)<sup>(119)</sup>は、辺境地域(Frontier Areas)がビルマ政府と連携(association)する方法について、以下のように辺境地域人民の意思に従って決定することを承認した。

パンロン会議または特別会議の後、英国政府およびビルマ政府は、辺境地域の人民が表明する意思に従い、共通の目的を促進するための最善の方法について合意する(8(c))。

同協定に従い、辺境人民の意思に関して個別的に協議を通じて調査するために設置された辺境地域調査委員会（Frontier Areas Committee of Enquiry/FACE）は、調査報告において「何時でもビルマから分離する権利」を条件としてビルマとの連携を志向する旨の結論を明記した<sup>(120)</sup>。

同規定は植民地離脱後の民族的少数者の地位に関して、連邦制国家として連携するのか、それともその他の形態にするのか、辺境地域人民の意思に従って決定することを意味しており、すなわち同人民の自決権を認める趣旨と解釈することができる。

#### 4.5.4.1.2 パンロン協定

パンロン協定は民族的少数者集団が連邦に帰属する見返りとして、以下のよう  
に辺境地域の域内行政に関し、居住する各民族の自治権を承認した。

5・・・辺境地域の域内行政（internal administration）における完全な自治権は、原則として承認される。

同協定は民族的少数者の自決権には触れていない。しかし暫定政府代表として同協定を締結したアウン・サンは民族的少数者との協議の場で「すべての民族の自決権」<sup>(121)</sup>を原則として掲げ、民族の分離権を認め、民族的少数者の権利の性質について明確に述べていた<sup>(122)</sup>。また民族の自決権の意味について以下のように述べた。

自決権は各民族がその意思に従ってその生き方（life）を決めることができるという権利である。民族は自治に基づいてその生き方を決めることができ、他の民族との連邦関係（federal relation）に加入する権利があり、完全な分離権を有する<sup>(123)</sup>。

さらにアウン・サンは分離権の根拠について、辺境地域の非ビルマ民族は植民地化以前、ビルマ臣民でもミャンマー王国の臣民でもなかったという事実により、自由、独立および主権的地位を有する権利を有するとし<sup>(124)</sup>、また連邦は自主的なものであり、同一の国旗の下で10年間共に生活した後に構成

国（州）は離脱しうる<sup>(125)</sup>とも述べ、分離権は付与しなければならないと主張している<sup>(126)</sup>。以上から、同協定に暫定政府代表として署名したアウン・サンは民族的少数者の自決権を認めていたことは明確であり、従って同協定は辺境地域民族の分離権を前提として締結されたと解釈することができる。

#### 4.5.4.1.3 1947年憲法

1947年憲法<sup>(127)</sup>は分離権、すなわち連邦離脱権について「本憲法で別に規定された場合を除き……各州（State）は、以下に記された条件に従い、連邦から離脱する権利をもつ」とし、分離権行使の条件として（1）憲法施行から10年経過して後に、（2）当該州議会の3分の2以上の同意があり、かつ（3）当該人民の意思を確認するために、連邦および当該州の同数の代表者で構成される国民投票委員会の監視の下で国民投票を実施する、と規定する（同10章201条）。分離権の単位である州の地位が認められたのは、シャン、カレンニーおよびカチンに限られた<sup>(128)</sup>。分離権の行使に関連するすべての事項については法律で定めると規定する（206条）が、その後、連邦からの離脱に関する手続法は制定されていない。

#### 4.5.4.2 民族的少数者組織等による合意文書

##### 4.5.4.2.1 合同民族民主連盟綱領

1989年、非ビルマ民族政治組織18政党を結集して設立された合同民族民主連盟（UNLD）はその組織綱領において、すべての民族の民主的権利、政治的平等および自決権の保障をその活動目標として掲げた<sup>(129)</sup>。民族的少数者組織はビルマ民族を主体とする民主化運動を進める勢力と共に民主主義回復と真の連邦樹立を共通目標として協同した。その基本原則とするのは民族の自決および平等、並びに連邦制であり、同原則を確認する3つの文書が採択され、同原則を憲法に盛り込むべく、憲法改正に向けて協調した。

#### 4.5.4.2.2 ボー・アウン・チョー通り宣言

UNLD はアウン・サン・スー・チーが主導する国民民主連盟（NLD）との間で民主化および少数民族問題について協議し、1990年、UNLD と NLD との共同宣言<sup>(130)</sup>（ボー・アウン・チョー通り宣言）を採択し、以下のようにすべての民族の自決権を確認した。

すべての民族は、民族的、政治的に平等な権利を完全に有し、さらに完全な自決権を有する。すべての民族が協力して、民主主義と基本的人権が保障された連邦を創ることが必要である（同宣言 ii）。

#### 4.5.4.2.3 マナプロー合意

1992年、NLD およびビルマ民主同盟（DAB）<sup>(131)</sup>により結成されたビルマ連邦国民連合政府（National Coalition Government of the Union of Burma/ NCGUB）は、その合意文書（マナプロー合意）<sup>(132)</sup>において以下のように、民族的少数者（同合意では先住民族 / indigenous nationalities）を単位とする民族州によって構成されるビルマ連邦国家の樹立、民族的少数者の自決権および民族州による一定の統治権の行使を明記する。

5. 我々は、すべての先住民族が平等、自決権、民主主義および最大限の基本的人権を享受する連邦（Federal Union）を創設するものとする。それと同時に、

- a. カチン、カレン、チン、モン、ビルマ、アラカン、シャン民族その他の諸人民は民族州（National States）を有し、これらの民族州は連邦国家に編入される。
- b. 民族州は一定の統治権を連邦国家に委譲する。余剰の立法権、行政権、司法権を含む統治権は民族州によって行使される。

#### 4.5.4.2.4 トゥー・ムウェー・クロ合意

1998年、ビルマ民族を主体とする民主化団体および民族的少数者集団 23

団体が参加して開催された、国民連帯セミナーにおいて採択された合意文書（トゥー・ムウェー・クロ合意）<sup>(133)</sup>は以下のように民族の完全な自決権を宣言する。

民族の平等権および完全な自決権を有する民族州により構成される真の連邦国家を樹立することを本セミナーは全会一致で決議した（同合意第7パラグラフ）。

#### 4.5.4.3 2008年憲法起草過程

1993年、SLORCは政治改革の一環として憲法起草に着手し、憲法制定国民会議を開催した（1993年 - 1996年、2004年 - 2007年）。憲法制定国民会議において、SLORCは平等の地位を有する諸民族で構成される連邦国家の創設を提案したが、自決権には触れていない<sup>(134)</sup>。NLD等の民主的政党および他の民族的少数者政党は、反対者の基本的自由を尊重せず、人民の意思を反映していないとして2006年までに同会議から撤退し、人権団体は同会議の目的は単に軍事政権による支配の正当化だけであると批判した<sup>(135)</sup>。国連事務総長は憲法起草プロセスをより信頼性を高め、全人民を包括的に含むように政府に要請した<sup>(136)</sup>。

連邦憲法の起草とは別に、民族的少数者集団は真の連邦国家の構築を目指して州憲法の制定準備に取り組み、カチン、カレンニー、カイン、チン、モン、アラカン、シャン各民族が7つの州憲法起草委員会を設置し、それぞれ州憲法草案を準備した<sup>(137)</sup>。

##### 4.5.4.3.1 州憲法セミナー決議（2001年）

2001年、合同民族民主連盟解放区（UNLD-LA）および国民民主勢力（NDF）が主催し、カチン、カレンニー、カイン、チン、モン、アラカン、シャン各民族が参加した州憲法制定に向けたセミナーにおいて、「闘争の最終目標」の1つとして、次のようにすべての民族の自決権の保障を要求した。

真のビルマ連邦国家（Federal Union of Burma）、すなわちすべての市民の民主的権利、すべての民族の政治的平等およびすべての連邦構成国（州）の自決権を保障する連邦国家を要求するものであり、連邦制なくして民主主義のみではビルマの政治的危機を解決することはない<sup>(138)</sup>。

同決議では民族の自決権は、形式だけではなく実質的な連邦国家において保障されると捉えている。

#### 4.5.4.3.2 基本原則セミナー決議（2005年）

2005年、政党、民主化組織、宗教団体、学生組織、民族的少数者組織等の代表者、合計106人が参加して開催された、将来のビルマ連邦憲法の基本原則を定めるセミナーにおいて、「ビルマ連邦憲法の基本原則」<sup>(139)</sup>が全会一致で採択された。同基本原則の1つとして、次のように民族の自決権を規定する。

すべての民族は、政治的・経済的・社会的・文化的自決権を完全に享受する（同基本原則3）。

以上のように連邦および州憲法起草過程を通じて、民族的少数者組織はすべての民族の自決権の保障という主張を堅持し、多くの民主化勢力もその主張を支持した。

#### 4.5.4.3.3 2008年憲法

連邦憲法起草手続きを主導するSLORCおよび軍指令部は現行法の遵守に固執して、民族的少数者の自決権を承認することは拒否した<sup>(140)</sup>。2008年、国民投票により採択された新憲法（2008年憲法）<sup>(141)</sup>は、民族的少数者集団の主張する民族の自決権および連邦からの分離権は明確に否定した。2008年憲法は連邦の基本原則（第1章）として（1）連邦の分裂を認めない、および（2）国民の結束を崩壊させないことを明記する。また市民の義務として（a）連邦分裂の阻止、（b）国民の結束の崩壊の阻止、（c）主権の保全の遵守を規定する（383条）。



#### 4.5.4.4 民族的少数者が捉える自決権

ミャンマーの民族的少数者は独立以前から今日まで一貫して各民族が自決権を有することを認めるよう主張してきた。翻って居住領域の国際法上の地位に関しては、当初の民族的少数者の主張は各民族による独立主権国家樹立であったが、1970年代初めごろから連邦主義（federalism）の理念に基づく国家形成へと移行した。1984年頃までに、民族的少数者の諸組織の要求については、分離独立から自治権を有する民族州を単位とする連邦国家創設に移行し、1990年代初頭には多民族で構成される連邦の理念について共通認識が形成され、2000年代には、分離独立の主張は衰退し、真の連邦国家樹立を共通の目標とすることが広く受け入れられ、分離独立は民族的少数者の優先的要求ではなくなっている<sup>(142)</sup>。UNLDは真の連邦国家創設に向けて、その条件となる基本7原則を確認し<sup>(143)</sup>、UNLD-LA事務局長（Lian H. Sakhong）は、闘い求めているのは分離独立ではなく、内的自決であるとはっきりと宣言し<sup>(144)</sup>、民族的少数者組織は真の連邦国家樹立に向けて共同して活動している<sup>(145)</sup>。

各民族の少数者組織および統一民族連邦評議会（UNFC）は憲法に民族の自決権（right to self-determination of ethnic nationalities）を規定するよう主張してきた<sup>(146)</sup>。憲法起草過程において民族的少数者が表明した自決権の具体的意味は、ビルマからの分離独立というよりもむしろ、各民族の少数者集団が自治権を保障され、かつ共存できる真正な連邦国家の創設を指すようになった。前述の合意文書からもそして1988年の全国的な民主化運動の中で示された具体的要求からも、真正な連邦国家創設は民族的少数者の自決権行使の形態であり、そしてそれはビルマ民族も含めた共通の目標となったことが明らかである。

#### 4.5.5 国際社会の対応

国連総会においては1991年以降毎年、ミャンマーにおける事態について決議を採択し、特別報告者による人権状況の報告に基づき、人権および基本的自由の保障、政治犯釈放、政治的対話の促進等を要請し、また難民支援活動を決

定している<sup>(147)</sup>。安保理においては2005年、ビルマにおいて安保理が行動することが要請され<sup>(148)</sup>、非公式協議により「その他の事項」としてミャンマーに関するブリーフィングを受け入れることになった。また国際復興開発銀行、アジア開発銀行、IMFその他の国際機構を通じて民主化プロセス支援のための業務を再構築しようとしている。しかし安保理、人権理事会決議を含め、国連機関の文書はミャンマー民族的少数者の自決権には触れていない。

2011年民政移管の後、米国のオバマ大統領、英国のキャメロン首相を含め、各国首脳、ASEAN代表および国連事務総長がミャンマーを訪問したが、ミャンマー指導者に対して訴えたのは政治犯釈放、民主化、民族的少数者に対する人権侵害の停止および人権尊重等である<sup>(149)</sup>。ASEAN諸国においては民主化進展のための施策が評価され、2014年、ミャンマーはASEAN議長国に就任した。ASEAN諸国を含め、国際社会は民族的少数者集団の分離独立を積極的には支持していない。

- 
- 1 国名について、1989年、軍事政権がビルマ連邦（Union of Burma）からミャンマー連邦（Union of Myanmar）に改称した。本稿では「ビルマ」または「ミャンマー」の国名について、特別の政治的含意なく、時宜に応じて適宜使用する。
  - 2 Department of Population, Ministry of Immigration and Population, “The Population and Housing Census of Myanmar 2014, Summary of the Provisional Results,” August 2014. 2014年9月実施のミャンマー入国管理・人口省による国勢調査の暫定発表であり、未調査であった地域における推計人口（ラカイン州109万人、カチン州47万人、カレン州70万人）が含まれている。
  - 3 1931年調査では、ビルマ民族は人口の59%弱であったが、1983年調査では69%とされた。これには民族的宗教的少数者人口を低く見積もろうという政治的意図の介在が推測されるとして、実態としては総人口の半分近くに達するという見解もある。（岡部一明「ミャンマー民主化の課題と展望－少数民族問題、経済開発」『東邦学誌』第41巻第2号2012年、29ページ）
  - 4 ミャンマーの民族的少数者集団の1つとして、現在、国連においてその人権侵害が問題とされているロヒンギャが存在する。しかしロヒンギャ民族集団としてのミャンマーからの分離独立の主張については明確ではないため、本稿では考察対象から外す。

- 5 そのためカチン、シャン、アラカン、チン、カチン、カレンニー、ナガ民族等は山岳部族 (Hill tribes) とも呼ばれる。
- 6 同一地域に異なる集団が混住し、例えばシャン州においては、シャン族が人口の76.2%、ビルマ族は24%、モン族が11.1%、モン州においてはモン族が38.2%、ビルマ族が37.2%、マングレー管区においてはビルマ族が95.2%、ヤンゴン管区においてはビルマ族が83.6%、カレン族が4.8%等となっている (1983年国勢調査による)。
- 7 Curtis N. Thompson, "Political Stability and Minority Groups in Burma," 85 (3) *Geographical Review*, 1995, 277-280.
- 8 Chao-Tzang Yawnghe, "Burma and National Reconciliation: Ethnic Conflict and State-Society Dysfunction," 10 *Legal Issues on Burma Journal*, 2001: <http://www.ibiblio.org/obl/docs/LIOB10-cty.htm>.
- 9 大野徹「ビルマにおけるカレン民族の独立闘争史 (その1)」『東南アジア研究』第7巻3号 1969年, 364-365ページ。
- 10 植民地化以前のビルマ族および民族的少数者に関しては以下を参照。Zaceu Lian, *Institutional Design for Divided Societies A Blue-print for a Multi-ethnic Burma*, Burma Centre for Ethnic Studies, Chiang Mai, Thailand, 2012, 21; Lian H. Sakhong, "Report on State Constitutions Drafting Process (2001-2002)," in Chao-Tzang Yawnghe and Lian H. Sakhong eds., *Federalism, State Constitutions and Self-Determination in Burma, Peaceful Co-Existence: Towards Federal Union of Burma [Series No. 5]*, Chiang Mai, Thailand, 2003, 60-62: [www.burmaethnicstudies.net/pdf/publications/Series5.pdf](http://www.burmaethnicstudies.net/pdf/publications/Series5.pdf).
- 11 Yuttalid Mek Bunnag, "Burma's Forgotten Frontline: The Dilemmas of Ethnic Politics, Self-Determination and Democratic Governance: the Case Study of Kachin," 2014, 40: <http://fletcher.tufts.edu>.
- 12 ただしカレン民族の76%は仏教徒とされる (内田誠「ビルマ (ミャンマー) 少数民族の現状 カレン、カレンニーを中心として」『つぶて』46号2005年, 122-123ページ)。
- 13 Bunnag, *supra* note (11); Matthew J. Walton, "Ethnicity, Conflict, and History in Burma: The Myths of Panglong," 48 (6) *Asian Survey*, 2008, 894.
- 14 自治体国際化協会「ミャンマーの地方行政」『Clair Report』403号2014年10月2日, 3ページ。
- 15 Aun San-Atlee Agreement, 27 January, 1947: <https://burmatar1010.files.wordpress.com/2011/06/44172419-aungsan-atlee-agreement.pdf>. アウン・サンはビルマ行政参事会代表団代表として独立に関する英国との交渉を担った。
- 16 Historical Agreements for Genuine Federal Union of Burma/ Panglong Agreement: [http://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/MM\\_470212\\_Panglong%20Agreement.pdf](http://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/MM_470212_Panglong%20Agreement.pdf). パンロン協定に署名したのは23人、内訳はシャン民族代表14名、カチン民族代表5名、チン民族代表3名およびアウン・サンである。アウン・サンはパンロン会議ではビルマ暫定政府代表として出席した。カヤーおよびカレン民族はオブザーバー参加した。シャン、カチン、チン民族は北部の国境地域に集中していたのに対し、他のカレン、モン、アラカン、ワ、ナガ、カレンニー民族は政治的、地理的に隔離されていたことから排除され、アラカン民族はビルマ民族と同党とみなされ、招待されなかった。

- 17 Sakhong, *supra* note (10), 65; Yaw Htung, "The Right of Self-determination in Relation to Political Issue with Ethnic Armed Groups," *Kachinland News*, 10 November 2014.
- 18 The Constitution of the Union of Burma, 1947: <http://www.blc-burma.org/html/Constitution/1947.html>.
- 19 Lian H. Sakhong, "Federalism, Constitution Making and State Building in Burma" in David C. Williams and Lian H. Sakhong eds., *Peaceful Co-existence: Towards Federal Union of Burma, Designing Federalism in Burma*, Chiang Mai, Thailand, 2005, 35-55; Chao-Tzang Yawnghe, "State Constitutions, Federalism and Ethnic Self-determination," in Yawnghe and Sakhong eds., *supra* note (10), 103; Lee C. Buchheit, *Secession: The Legitimacy of Self-Determination*, New Haven and London, 1978, 99-100.
- 20 Thompson, *supra* note (7), 274. なお、カチン州政府は1950年代半ば、分離権を放棄している (Yawnghe, *supra* note (19), 103)。
- 21 Matthew J. Walton, "Ethnicity, Conflict, and History in Burma: The Myths of Panglong," 48 (6) *Asian Survey*, 2008, 907.
- 22 武田康裕「ビルマ（ミャンマー）・カンボジア—分断社会における国民統合と民主主義」山影進・広瀬崇子編著『世界政治叢書7 南部アジア』第Ⅳ部「社会の『開放』と『民主化』の行方」第9章ミネルヴァ書房2011年、165-167ページ。
- 23 The Constitution of the Socialist Republic of the Union of Burma, 1974: <http://www.myanmarconstitutionaltribunal.org.mm/sites/default/files/constitution/pdf/2014/May/THECONSTITUTION1974.pdf>.
- 24 Constitution of the Republic of the Union of Myanmar, 2008: [http://www.burmalibrary.org/docs5/Myanmar\\_Constitution-2008-en.pdf](http://www.burmalibrary.org/docs5/Myanmar_Constitution-2008-en.pdf). 2008年憲法邦語訳については、遠藤聡『外国の立法』241号188-197ページおよび同243号2009年83-86ページを参照。  
同憲法改正手続きとして実施された国民投票において、投票率98%、賛成92%という結果により承認された (Bunnag, *supra* note (11), 42)。
- 25 Yawnghe, *supra* note (19), 93-95; Lian H. Sakhong, "Federalism, Decentralization and Local Autonomy: Constitution Making and State Building in the Union of Burma," A paper to be presented at the Seminar on "Democracy, Constitution and Reconciliation in Burma," organized by the Danish Burma Committee, 23-28 May 2004, Chiang Mai, Thailand, 166: <http://www.burmakomiteen.dk/~media/Burma/33%20pdf.ashx>.
- 26 カレン民族は1948年、代表団を英国に派遣してカレンの独立を要求し、翌1949年、カレン民族同盟 (KNU) はカレン自由国 (Kawthoolei/ コートゥーレー) としてビルマ連邦からの分離独立を宣言し、1950年、カレン自由国を承認させる原則声明を発表したが、独立は実現せず、1951年、カレン自治州が設置された (内田誠「ビルマ (ミャンマー) 少数民族の現状 カレン、カレンニーを中心として」『つぶて』46号2005年、117-125ページ)。
- 27 その他の紛争の原因としては州の境界線画定をめぐる対立、国軍による虐待や暴行等もあった。シャンおよびカチン民族が対政府武力闘争に入ったのは1961年である。Renaud Egrettau, "Separatism, Ethnocracy, and the Future of Ethnic Politics in Burma (Myanmar)," in Jean-Pierre Cabestan and Aleksandar Pavković, eds., *Secessionism*

*and Separatism in Europe and Asia: To Have a State of One's Own*, Abingdon and New York, 2013, 181.

- 28 サオ・シュエ・タイはシャン族ニャウンシュエ藩小藩の世襲的藩侯（サオバ）であり、ビルマ連邦初代大統領（1948年-1952年）および上院議長を務めたが、ネ・ウインによる軍事クーデターにより拘束され、獄死した（Donald M. Seeking, *Historical Dictionary of Burma (Myanmar)*, Lanham, Maryland, 2006, 410-411）。
- 29 Curtis N. Thompson, "Political Stability and Minority Groups in Burma," 85 (3) *Geographical Review*, 1995, 274.
- 30 Egreteau, *supra* note (27), 184. またBSPPを除くすべての政治団体を解散した（トム・クレマー「ミャンマーの少数民族紛争」工藤年博編『ミャンマー政治の実像—軍政23年の功罪と新政権のゆくえ—』アジア経済研究所 2012年3月14日）。
- 31 冷戦中、タイと米国政府はミャンマーの共産主義化を危惧し、民族的少数者組織を秘かに支援していた。
- 32 岡部一明「ミャンマー民主化の課題と展望—少数民族問題、経済開発」『東邦学誌』第41巻第2号2012年、22ページ。
- 33 SLORCは1997年、国家平和開発評議会（State Peace and Development Council/SPDC）として改組された。2011年1月31日、連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party/ USDP）圧勝という総選挙の結果に基づいて国会が招集され、2011年3月30日、テイン・セインの下でSPDCによる軍事政権は解散し、民政移管が行われ、政治、経済、国際関係等の改革が進められた。2015年、民主的総選挙が実施されたことは同改革の成果とみることができる。
- 34 停戦合意後もカレン民族同盟（KNU）、カチン独立機構（KIO）等と国軍との武力衝突は散発した。例えば、国境地域を実効的支配する民族集団のうち最大のKNUは、2000年以降も政府軍に対する抵抗を続け、2004年初頭、政府側との間で口頭により停戦に合意したが、2012年1月まで戦闘行為は断続した。2009年、少数民族の武装組織を国境警備隊に編入する停戦案が政府側から示されたが、同提案には全ての民族的少数者組織が拒絶した。カチン民族はKIOの下で2011年まで事実上の行政権を行使し、政府との武力紛争が再燃したが、同年、敵対関係停止に着手した。2011年、少数民族武装勢力は統一民族連邦評議会（UNFC）を結成した。"A Tentative Peace in Myanmar's Kachin Conflict," *International Crisis Group Asia Briefing*, No. 140, 12 June 2013, 5; Bertelsmann Stiftung, Bertelsmann Stiftung's Transformation Index (BTI) Myanmar Country Report 2014, Gütersloh (hereinafter referred to "BTI Report 2014"); Bunnag, *supra* note (11), 24.
- 35 漢民族系コーカン族のミャンマー民族民主同盟軍（MNDA）はNCCT（Nationwide Ceasefire Coordination Team）構成員であるが停戦交渉には不参加であった。
- 36 The Nationwide Ceasefire Agreement between the Government of the Republic of the Union of Myanmar and the Ethnic Armed Organizations: <http://mmpeacemonitor.org/research/ceasefire-documents>.
- 37 2015年10月15日の署名式に参加したのは、カレン民族同盟（KNU）、カレン民族解放軍平和評議会（KNLA-PC）、民主カレン仏教徒軍（DKBA）、南シャン州軍（SSA-S）、チン民族戦線（CNF）、アラカン解放党（ALP）、パオ民族解放機構（PNLO）、全ビルマ学生民

主戦線 (ABSDF) の8組織。なお、同署名式ではタイ、中国、インド、日本等の関係国、および国連、EUが証人として陪席した。

- 38 “Myanmar Attacks Shan Rebels after They Skip Cease-Fire Meeting,” *Radio Free Asia*, 6 October 2015: <http://www.rfa.org/english/news/myanmar/clash-10062015152411.html>: 日本経済新聞「ミャンマーで停戦交渉再開 少数民族武装勢力と政府」2015年7月23日。
- 39 Bunnag, *supra* note (11), 26.
- 40 1974年憲法における7管区 (Division) は2008年憲法において7管区域 (region) へと名称変更された。管区域・州に配分される12議席には、自治区に配分される1議席が含まれる。
- 41 内訳はラカイン7, モン・ビルマ, シャン, シャン・ビルマ各1である (中西嘉宏「第1期連邦議会議員のプロフィール」工藤年博編『ポスト軍政のミャンマー—テインセイン政権の中間評価—』アジア経済研究所調査研究報告書第2章2014年, 9ページ)。
- 42 内訳はラカイン3, カイン・ビルマ, カヤー・モン各1である (工藤年博「ミャンマー総選挙結果を読む—『政治』は再開されるか—」日本貿易保険『e-NEXI』2010年12月, 9ページ)。
- 43 Bunnag, *supra* note (11), 48.
- 44 Bunnag, *supra* note (11), 52.
- 45 Bunnag, *supra* note (11), 45-47.
- 46 Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers, Leandro Despouy, Addendum, Situations in specific countries or territories, 28 May 2008, A/HRC/8/4/Add.1.
- 47 Bunnag, *supra* note (11).
- 48 Situation of human rights in Myanmar Note by the Secretary, A/69/398, 23 September 2014, the report of Special Rapporteur, Yanghee Lee, in accordance with Assembly resolution 68/242, para.65.
- 49 大統領は、選挙で選出された連邦議会の人民院の議員、選挙で選出された連邦議会の民族院の議員、および連邦議会両院の国軍最高司令官に指名された軍人議員で構成される大統領選挙人団 (Presidential Electoral College) により選出される。
- 50 Bunnag, *supra* note (11), 3.
- 51 Bunnag, *supra* note (11), 48.  
なお、副大統領の1人にシャン族 (仏教徒) のサイ・マウ・カン氏が就任し、一部の州首相・閣僚に少数民族が起用されているが、「象徴的」存在の域を出ていない。国軍組織では「内規」によってビルマ族以外の昇進は制限されている (勝田悟「政府とカレン民族同盟が停戦合意—世界で最も長く戦ってきた反政府組織」『アジア・リンケージAMR』2012年2月1日: <http://homepage2.nifty.com/asia-linkage/archive20120201.html>)。
- 52 サガイン管区に1自己管理区域, シャン州に4自己管理区域および1自己管理管区がある。自己管理管区および自己管理区域は州の下部の行政単位として位置づけられる (遠藤前掲注 (24), 241号, 174ページ)。
- 53 自治体国際化協会前掲注 (14), 27ページ。
- 54 A/69/398, *supra* note (48), para.65.

- 55 2008年憲法382条は以下のように規定する。  
平和の達成および治安の維持に責任を負う国軍の軍人および軍隊の構成員の任務が十分に遂行され、規律が維持されることを目的として、この章で付与される権利は、法律の制定を通して、制限または取り消されるものとする。
- 56 A/69/398, *supra* note (48), para.56.
- 57 The Right to Peaceful Assembly and Peaceful Procession Act: [http://www.burmalibrary.org/docs15/2011-Peaceful\\_Assembly\\_and\\_Procession\\_Act-en.pdf](http://www.burmalibrary.org/docs15/2011-Peaceful_Assembly_and_Procession_Act-en.pdf).
- 58 BTI Report 2014, *supra* note (34), 6-10.
- 59 2015年5月可決 (“Myanmar Controversial Population Control Bill Becomes Law in Myanmar,” *Deutsche Welle*, 23 May 2015: <http://www.dw.com/en/controversial-population-control-bill-becomes-law-in-myanmar/a-18472590>).
- 60 Report of the Special Rapporteur on the Situation of Human Rights in Myanmar, Yanghee Lee, A/HRC/28/72, 23 March 2015, para.29.
- 61 A/69/398, *supra* note (48), para.40; Minority Rights Group International, “Kachin,” World Directory of Minorities and Indigenous Peoples: <http://www.minorityrights.org/4490/myanmarburma/kachin.html>.  
なお、将校には仏教徒であるモン族が含まれる (勝田前掲注 (51))。
- 62 Commission on Human Rights, Res.1992/58, Situation of Human Rights in Myanmar, 3 March 1992.
- 63 Commission on Human Rights, Report of the Secretary-General, Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, E/CN.4/1996/88, 26 January 1996, paras.45-48.
- 64 Surya P. Subedi, “Protection of Human Rights through the Mechanism of UN Special Rapporteurs,” 33 *Human Rights Quarterly*, 2011.
- 65 BTI Report 2014, *supra* note (34), 6; E/CN.4/1996/88, *supra* note (63); Commission on Human Rights, Question of the Violation of Human Rights and Fundamental Freedoms in Any Part of the World, Situation of Human Rights in Myanmar, E/CN.4/2005/L, 29 April 2005.
- 66 1994年には26大隊、2007年には50大隊の軍が辺境地域に駐留した (Minority Rights Group International, *supra* note (61))。
- 67 Security Council Report, No.4, 15 December 2005, Special Rapporteur’s Report on the Situation of Human Rights in Myanmar, A/60/221, 12 August 2005.
- 68 Report on the Situation of Human Rights in Myanmar, prepared by Mr. Yozo Yokota, Special Rapporteur of the Commission on Human Rights, in accordance with Commission Resolution 1995/72, 5 February 1996, E/CN.4/1996/65; E/CN.4/1996/88, *supra* note (63), para.47; Minority Rights Group International, *supra* note (61).
- 69 A/69/398, *supra* note (48), para.42; A/HRC/28/72, *supra* note (60), para.48.
- 70 タイ - ミャンマー国境地域キャンプには、15万人 (Human Rights Watchによる) から50万人余り (Thailand Burma Border Consortium and Local Partner Organizationsによる) の難民が生活している。

- 71 A/HRC/28/72, *supra* note (60). 2014年1月現在の国内避難民数613,600人 (A/69/398, *supra* note (48), para.35) から比較すれば減少している。
- 72 非仏教徒であることを理由とする人権侵害の被害者に関してはキリスト教の教会関係者、宣教師等も含まれる (A/69/398, *supra* note (48), para.40; Minority Rights Group International, *supra* note (61); 勝田前掲注(51))。
- 73 Commission on Human Rights, Question of the Violation of Human Rights and Fundamental Freedoms in Any Part of the World, Situation of Human Rights in Myanmar, E/CN.4/2005/L, 29 April 2005; A/69/398, *supra* note (48), para.24; A/HRC/28/72, *supra* note (60), para.35.
- 74 少年兵徴用の背景として徴兵制度は各行政単位ごとに人員数を義務付けていることが挙げられている。国連および政府による共同行動計画の実施により、少年兵としての訓練のために誘拐された子供のうち553人が解放された (A/HRC/28/72, *supra* note (60), para.36)。
- 75 A/HRC/28/72, *supra* note (60), para.33.
- 76 土地収用への抗議活動をした多数の人々が当局により暴行され、厳罰判決を受けており、57人が不法侵入により3か月から3年の懲役刑を受け、173人が判決言渡し間近である (A/HRC/28/72, *supra* note (60), paras.50-52)。
- 77 A/HRC/28/72, *supra* note (60), para.52.
- 78 A/69/398, *supra* note (48), para.56.
- 79 15歳以上であり、調査実施時から遡って6か月間に就業時間が44時間以内の人口における割合を示す。
- 80 15歳以上であり、調査実施時から遡って7日間に就業時間が44時間以内である人口の比率を指し、数字は2009年12月—2010年1月および2010年5月の2回の調査結果の平均値を示す (UNDP, Integrated Household Living Conditions Assessment (IHLCA) Survey in Myanmar 2004-2005; *idem*, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010)。
- 81 雇用状況の季節的変動が大きいことはミャンマー全体の特徴であり、貧困率よりもむしろ農業の労働形態に関係しているとされる (UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80))。
- 82 経済的に非活動的な人口と活動的な人口との比率を示し、数値が高いほど一世帯当たりの経済的負担は重くなる。
- 83 15歳以上人口の就業割合を指す。
- 84 UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80), 52.
- 85 BTI Report 2014, *supra* note (34), 22.
- 86 UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80), 11.
- 87 自治体国際化協会前掲注 (14), 9ページ。
- 88 BTI Report 2014, *supra* note (34), 25. 軍事費については23.6%であり、教育予算の約5倍となる (*ibid.*)。
- 89 UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80), 89-98.
- 90 UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80), 89-98.
- 91 BTI Report 2014, *supra* note (34), 22. なお、大卒は人口の1%、25歳以上の高等教育修了者の割合は全国平均17.6%である。反政府デモが大学を拠点として発生したことから、



1988年から3年間、また1996年から4年間、大学封鎖措置を採り、またキャンパスをヤンゴンから移転させた (*ibid.*)。

92 A/69/398, *supra* note (48), para.40.

なお、保健、衛生、医療面に関連する指標については、民族的少数者居住地域での改善がみられ、例えば安全な飲料水へのアクセスについては、全国平均62.6% (2005年)、69.4% (2010年)であるが、カチン州83.9% (2005年)、89.4% (2010年)、シャン州65.1% (2005年)、83.1% (2010年)であり、その他の関連指数に関しても全国平均を上回るものがある。

人口あたり徒歩1時間内 (1.23マイル) に医療機関のある割合 (2010年) については、全国平均80.9%、農村地域全体の平均75.3%、カチン州95.8% (農村地域94.2%)、シャン州78% (農村地域73%) であり、全国平均と比べ遜色ない (UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80), 82)。また電力普及率については、民族州は全国平均よりも高い (全国平均連邦67.3% (2005年)、79% (2010年)、カチン州80.1% (2005年)、83.7% (2010年)、シャン州63.4% (2005年)、80.5% (2010年) (UNDP, IHLCA Survey in Myanmar 2009-2010, *supra* note (80), 64-66)。

93 A/69/398, *supra* note (48), paras.13-15.

94 Consideration of the Reports submitted by States Parties under Article 44 of the Convention, CRC/C/MMR /3-4, 2012, paras.41-42.

95 USDP 以外の政党には高額の登録金を課し、政治犯の党員資格および立候補資格を認めない等、対立する政党の登録、立候補を妨げている。2010年選挙では、USDPは無制限に国家のメディアを使用できたが、他の政党は国家管理下にあるテレビおよびラジオで15分間の放送が1回に限り認められた (BTI Report 2014, *supra* note (34), 7-8)。

96 A/69/398, *supra* note (48), paras.13-15.

97 ただし各州・管区で優勢な地位を占めている民族、例えばシャン州のシャン族、チン州のチン族等には配分されない。シャン州には7つの少数民族選挙区が存在する (日本ミャンマー交流協会「ミャンマーメモ2010少数民族選挙区」: [www.ajmmc.org](http://www.ajmmc.org))。

98 選挙は公正・民主的ではないと批判されたが、2011年1月31日、USDP圧勝という総選挙の結果に基づいて国会が招集され、3月30日、テイン・セインの下でSPDCによる軍事政権から民政移管が行われ、政治、経済、国際関係等の改革が進められた。2015年民主的総選挙が実施されたことも同改革の成果とみることができる。

99 ビルマ民族主体の政党ではあるが、民主化政党の1つ、NLD から分裂して結成された国民民主勢力 (NDF) も健闘し、連邦議会12議席2.4%、地方議会を含めると合計16議席11.4%を獲得した。

100 工藤前掲注 (42), 5ページ。

101 中西前掲注 (41), 6ページ。

102 ただしチン州においては、2つの民族的少数者政党を併せた議席数が、他の単独の政党議席数をも上回った (工藤前掲注 (42), 11ページ)。

103 ただしUSDPは地方議会における国軍議席 (各州で議席の25%) との合計により多くの場合に過半数議席を占めることになる。

104 国連事務総長は投票は参加者が制限され、包括的とはいえず、透明性が不十分であると (国連広報センター: [http://www.unic.or.jp/unic/daily\\_news/2010](http://www.unic.or.jp/unic/daily_news/2010))、米国オバマ大統領お

よびEUアシュトン外務・安全保障政策上級代表も同様に、多くの面で国際的に受容できる水準に合致していないと批判した (Statement, President Obama on Burma's November 7 Elections : <http://photos.state.gov/libraries/Burma/895/pdf/PressReleaseonBurmaElectionbuPresidentObama.pdf>; 駐日欧州連合代表: <http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/media/news/2010/101107.html>)。

105 大部分の投票所でUSDPおよびその支持団体による不正行為が行われ、期日前投票では有権者は役人の前で投票用紙に記載する等が報告された (BTI Report 2014, *supra* note (34), 7)。

106 その他の民族的少数者政党の獲得議席は、タアン (パラウン) 民族党 (Ta-ang (Palaung) National Party/ TNP) 2, ゴミ民主会議 (Zomi Congress for Democracy/ ZCD) 2, モン民族党 (Mon National Party/ MNP) 1, パオ民族機構 (Pao National Organization/ PNO) 1であった (Guy Dinmore and Wade Guyitt, "Final Results Confirm Scale of NLD Election Victory," *Myanmar Times*, 23 November 2015)。

107 その他の民族的少数者政党の獲得議席は、パオ民族機構3, リス民族発展党 (Lisu National Development Party/ LNDP) 2, ゴミ民主会議2, カチン国家民主党 (Kachin State Democracy Party/ KSDP) 1, コーカン民主統一党 (Kokang Democracy and Unity Party/ KDUP) 1, カチン国家民主統一党 (Unity and Democracy Party of Kachin State/ UDPKS) 1, ワ民主党 (Wa Democratic Party/ WDP) 1であった。

108 例えばカイン州では、地方および中央議会36議席のうち、NLD26議席、USDP6議席 (2010年17議席)、民族政党は1議席 (2010年18議席)、カチン州では6つのカチン民族政党が候補者を立てたが、獲得議席1という結果となった ("Minority Report Aung San Suu Kyi's party wins big in the restive ethnic borderlands," *Economist*, 21 November 2015)。

109 工藤前掲注 (42), 11ページ。

110 外務報道官談話「ミャンマーにおける総選挙の実施」平成27年11月9日: [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4\\_001524.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001524.html)。

111 シャン州では武力衝突のため選挙が中止され、7議席が未定となった (Oliver Holmes, "Myanmar Election: Aung San Suu Kyi Calls for Reconciliation Talks with Military," *Guardian*, 11 November 2015)。選挙が中止された集落は600近くに上るとする推定もある (Adam Ramsey, "Myanmar's General Election Will Put Its New Order to the Test," *Newsweek*, 20 October 2015)。

112 有権者登録手続の不備、イスラム教徒からの選挙権剥奪、国外在住者のための在外投票は可能であるが実際には投票が困難である等の理由により、400万人余りが投票することができなかったとされる (Ramsey, *supra* note (111))。

113 BTI Report 2014, *supra* note (34), 14。

114 "A Historic Election Result in Myanmar," *Economist*, 13 November 2015; Andrew D. Kaspar, "No Election Watershed for Ethnic Minorities: Report," *Irrawaddy*, 9 October 2015; 根本敬「ビルマ (ミャンマー) 総選挙に圧勝したアウン・サン・スー・チー軍の壁をどう乗り越えるか」『Synodos』2015年11月26日: <http://synodos.jp/all>。

115 Robert H. Taylor, "Ethnicity, Federalism, Citizenship and Politics in Myanmar," Institute of Southeast Asian Studies (ISEAS), *Eurasia Review*, Singapore, 26 June 2015。

- 116 新モン州党 (New Mon State Party) 議長であり、全国停戦調整チーム (NCCT) の指導者の以下のような発言から、連邦国家の具体的制度についての確に認識されていないとみることができる。
- (連邦制は) 自らの州 (State) を運営し、自身の軍隊を持つことができる制度である。自身の民族を守るために民族自身の軍隊を持つ必要がある。彼ら (ビルマ民族) は国全体を完全に支配するためにわれらの民族を絶滅しようとしているから、民族自身の軍隊が必要である (Lawi Weng, "NCCT Leader: Federalism Proposals Should Include Ethnic Army Guarantees," *Irrawaddy*, 11 May 2015)。
- 117 憲法改正手続きにおいて2院制の両議会の75%以上の同意が条件とされるのは、諸国家の憲法のうちミャンマー憲法のみである (Bingham Centre for the Rule of Law, "Constitutional Reform in Myanmar: Priorities and Prospects for Amendment," *Bingham Centre Working Paper No 2014/01*, January 2014, 5: [http://www.biicl.org/files/6781\\_myanmar\\_constitutional\\_reform\\_-\\_bingham\\_centre\\_paper\\_2014-01.pdf](http://www.biicl.org/files/6781_myanmar_constitutional_reform_-_bingham_centre_paper_2014-01.pdf))。
- 118 Mikael Gravers, "Ethnic Conflict, Reconciliation and Panglong Revisited," in Seminar on Democracy, Constitution and National Reconciliation Organized by Danish Burma Committee, 23-28 May 2004, 7-8.
- 119 Aun San-Atlee Agreement, *supra* note (15). 同規定8 (c) に先立ち、以下のような規定がある。
- 8 (b) 辺境地域人民の指導者および代表は、バンロン会議または特別会議において以下の選択肢に関し、彼らが移行期間に受け入れ可能とみなすビルマ政府との連携 (association) についての意思を表明する。
- (I) 辺境地域の事項に関し知事に助言するための少数の辺境地域代表を指名することによるのか、
- (II) 辺境地域の事項に責任をもつ最高責任者 (executive councilor) としての辺境地域代表を指名することによるのか、
- (III) その他の方法によるのか。
- 120 辺境人民からは分離権に並び、ビルマ民族との平等および山岳地域 (Hill Areas) のための完全な内的自治を条件とすることが表明された (FACE's report, 1947, cited on Sakhong, *supra* note (10), 70).
- 121 アウン・サンは「すべての民族は相互に敬愛し、平等に待遇しかつ自決を実践する」ことを原則として掲げた (Group Discussion on Federalism, in Seminar on Democracy, Constitution and National Reconciliation Organized by Danish Burma Committee, 23-28 May 2004, 34)。
- 122 Aung San, *Bogyoke Aung San's Speeches*, Rangoon, 1971, 306-307; Rangoon University: University Historical Research Centre, *The 1947 Constitution and the Nationalities*, Volume 11, 1999, 60.
- 123 *Ibid.* また民族の少数者の権利に関しては、すべての形態 (言語、学校その他) の民族の平等が必須であると述べた (Aung San, *supra* note (122), 306-307)。
- 124 Sakhong, *supra* note (19), 65.
- 125 Yawngnhe, *supra* note (19), 103.

- 126 Tun Myint, *The Shan State Secession Issue*, Rangoon, 1957, 10-11, cited on Sakhong, *supra* note (10), 71.
- 127 *Vide infra*, note (18).
- 128 同憲法の下で地方行政および立法機関を有したのはシャン、カレンニー、カチン州および特別区の地位が規定されたチン特別区に限られた (Yawngnhe, *supra* note (19), 103)。1951年、カレン自治州が設立された。しかし諸要件を考慮すれば、分離権が認められるのは、シャンおよびカレンニー州に限定されるとの解釈が導かれる (Buchheit, *supra* note (19), 99-100; Lian H. Sakhong, "Federalism, Constitution Making and State Building in Burma" in David C. Williams and Lian H. Sakhong, eds., *Peaceful Co-existence: Towards Federal Union of Burma [Series No. 10] Designing Federalism in Burma*, Chiang Mai, Thailand, 2005, 45 and 53)。
- 129 UNLD はチン、カレン、カレンニー、モン、シャン、アラカンおよびカチン州の州憲法起草委員、ビルマ民族民主化組織および連邦憲法起草委員会委員、連邦国家からの議会関係者等を招請し、州憲法および連邦憲法起草に向けたセミナーを主催した (Sakhong, *supra* note (10), 80-90)。なお、UNLD は1990年総選挙において得票率では第2位となったが、1992年、軍事政権により解散が命ぜられ、1998年、合同民族民主連盟解放区 (UNLD-LA) として復活した (*ibid.*, 82-83)。
- 130 Bo Aung Kyaw Street Declaration, The joint declaration by UNLD and NLD, 29 August 1990: <http://panlongagreement.blogspot.jp/search/label/2-b%20Bo%20Aung%20Kyaw%20Street%20Agreement%20%28English%29>.
- 131 DAB は民族民主戦線を母体とし、1989年、民主化運動をする学生組織など反政府系 21 組織により結成された組織であり、同合意文書には民族的少数者の意思が反映されている。
- 132 Manerplaw Agreement to Establish a Federal Union of Burma, 31 July 1992: <http://panlongagreement.blogspot.jp/search/label/3-b%20Manerplaw%20Agreement%20%28English%29>.
- 133 Thoo Mweh Klo Agreement, Seminar on National Solidarity, 14 December 1998: <http://www.burmalibrary.org/reg.burma/archives/199812/msg00278.html>.
- 134 SLORC 案には民族州その他の民族的少数者地域における地方議会の設置、民族的少数者の自治行政区設置の権利の付与、民族的少数者の平等の代表権を保障する二院制の復活等も含まれていた。連邦国家の構成単位に関する SLORC 案は、ビルマ民族地域を 7 管区および辺境地域を 7 州に行政区分するものであるが (Sakhong, *supra* note (10), 81-82)、民族的少数者案は、ビルマ族居住地域全体を単一の州とし、辺境地域を 7 州として 8 つの平等な民族州とするものであり、民族院においてはビルマ民族州は各少数民族州と平等な議席配分とするものである (Lian H. Sakhong, "A Struggle for Self-Determination in Burma: Ethnic Nationalities Perspective," A speech delivered at Conference on Indo-Burma Relation, India International Centre, 16-17 September 2004: [http://www.ibiblio.org/obl/docs/Struggle\\_for\\_S-D.htm](http://www.ibiblio.org/obl/docs/Struggle_for_S-D.htm))。
- 135 Chizom Ekeh and Martin Smith, "Briefing, Minorities in Burma," Minority Rights Group International, 30 October 2007: <http://www.minorityrights.org/3546/briefing-papers/minorities-in-burma.html>.

- 136 Ekeh and Smith, *supra* note (135).
- 137 Sakhong, *supra* note (10), 81-82; Ekeh and Smith, *supra* note (135).
- 138 Sakhong, *supra* note (134).
- 139 Resolutions of “Basic Principle” Seminar: <http://panlongagreement.blogspot.jp/search/label/6-b%20Resolutions%20of%20%27Basic%20Principles%27%20Seminar%20%28English%29>.
- 140 Yaw Htung, “The Right of Self-determination in Relation to Political Issue with Ethnic Armed Groups,” *Kachinland News*, 10 November 2014.
- 141 前掲注 (24) 参照。
- 142 Egreteau, *supra* note (27), 189; Htung, *supra* note (140); Yawnghe, *supra* note (19), 99-110; Mikael Gravers, “Ethnic Conflict, Reconciliation and Panglong Revisited,” Seminar on Democracy, Constitution and National Reconciliation, 23-28 May 2004, Chiang Mai, 141: <http://www.burmakomiteen.dk/~media/Burma/33%20pdf.ashx>.
- 143 Sakhong, *supra* note (10), 83.
- 144 Lian H. Sakhong は次のように宣言している。  
我々が取り組んでいる自決権は、いわゆる「内的自決」と呼ばれるもので、集団の権利を保障する。我々のホームランドを自ら統治する権利、教義と文化を自由に実践する権利、何の不安もなく我々のアイデンティティを維持し、他の民族と平和に共存する権利である。我々は分離主義者ではないことを保証する (Sakhong, *supra* note (134))。
- 145 Yawnghe, *supra* note (19), 91-109.
- 146 Saw Kapi, “Self-determination and Constitutional Reform in Burma,” The Salween Institute for Public Policy, 2014: [www.salweeninstitute.org](http://www.salweeninstitute.org).
- 147 Special Rapporteur’s Report on the Situation of Human Rights in Myanmar, A/60/221, 12 August 2005; Security Council Report, No.4, 15 December 2005.
- 148 Report prepared by Vaclav Havel and Bishop Desmond Tutu, “Threat to Peace: A call for the UN Security Council to Act in Burma,” 3 December 2005.
- 149 Shibani Mahtani, “Obama Pushes Myanmar on Minority Group’s Rights,” *Wall Street Journal*, 13 November 2014.

提出年月日：2015年12月16日